



「令和 3 事務年度証券モニタリング基本方針」について

執筆者： 弁護士 神鳥 智宏
弁護士 日比 慎

August 2021

In brief

本年 8 月 6 日、証券取引等監視委員会より、「令和 3 事務年度 証券モニタリング基本方針」が公表されました。また、これに先立ち、「証券モニタリング概要・事例集(令和 3 年 8 月)」も公表されています。「証券モニタリング基本方針」は、従来の金融商品取引業者等検査マニュアルが 2020 年 6 月をもって廃止され、事務年度ごとのモニタリング方針、重点事項を示すものですが、今回が 2 回目の公表となります。

今回のニュースレターでは、「令和 3 事務年度 証券モニタリング基本方針」を概観します。

In detail

1. 「令和 3 事務年度 証券モニタリング基本方針」について

2020 年 6 月をもって、従来の金融商品取引業者等検査マニュアルが廃止され、事務年度ごとのモニタリングの方針や重点事項等は、中期活動方針のほか、事務年度ごとの「証券モニタリング基本方針」にて新たに定められることとなりました¹。昨事務年度に続き、本年 8 月「令和 3 事務年度証券モニタリング基本方針」(以下「本年度基本方針」といいます)が公表され、近時の金融商品取引業者等(以下「金商業者等」といいます)を取り巻く外部環境及び規制環境に関する証券取引等監視委員会の認識、業態横断的な検証事項、規模・業態別の検証事項が説明されています。

2. 金商業者等を取り巻く環境等

本年度基本方針では、金商業者等を取り巻く環境等として次の事項を指摘しています。

(1) 金商業者等を取り巻く環境

少子高齢化の進展により、対面営業中心の証券会社では引き続き顧客層の高齢化や相続等に伴う顧客資産流出の動きが指摘されています。また、手数料競争の激化や新型コロナウイルス感染症の影響の拡大もあり、対面営業や委託手数料収入に依存した証券会社を取り巻く経営環境が一層厳しさを増しているとされます。一方、デジタライゼーションの進展に伴い非対面チャネルを活用した営業活動の拡大、新技術を活用した商品やスマートアプリ等の新たなサービス提供の動きがあります。取引所取引における高速取引行為者のシェアが引き続き高水準である一方、ダークプールや PTS といった取引所以外での注文執行による取引も拡大が指摘されています。マネー・ローンダリング対策、テロ敷金供与対策(以下「AML/CFT」といいます)の国際的な関心は引き続き高く、FATF 第 4 次対日相互審査を踏まえ、AML/CFT 対策への取組が求められるとしています。

¹ なお、検査の実施手続は、引き続き「証券モニタリングに関する基本指針」(2005 年 7 月)を活用するものとされます。

(2) 金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更

令和2事務年度(2020年7月～2021年6月)における金商業者等を取り巻く規制の枠組みの変更として次の諸点が挙げられています。

- (i) 顧客本位の業務運営の更なる進展に向けた新たな方策、超高齢社会における金融業務のあり方の見直し

「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下、「FD原則」といいます)の改訂、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」(以下、「監督指針」といいます)の一部改正によるFD原則の実効性に係る具体的な内容の充実、適合性原則の明確化が図られるとともに、自主規制機関である日本証券業協会の「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」に高齢顧客に対するアフターフォローの考え方方が新たに追加されるといった点が指摘されています。

- (ii) インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドラインの制定

ネット系証券会社等に対する不正アクセスによる顧客資金の不正出金や顧客情報の漏えい事案を受け、日本証券業協会「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」が策定されています。

- (iii) ダークプール取引の透明化等に向けた対応

ダークプール取引の個人投資家への間口が広がる中、金融商品取引業等に関する内閣府令及び監督指針の一部改正により、顧客の注文をダークプールに回送する金商業者等については業務管理体制の整備等の義務が課されています。

- (iv) 総合取引所の実現に伴う対応

商品関連市場デリバティブ取引業者が金融商品取引法の規制枠組みに本格的に組み込まれることから、内部管理体制の整備状況等について証券モニタリングを行うとされます。

- (v) 金融サービス仲介業及び国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の整備

金融商品の販売等に関する法律及び金融商品取引法の一部改正により、金融サービス仲介業や海外投資家向けの投資運用業に係る届出制度が施行されることから、これらの新規参入業者についても証券モニタリングの対象とされることとなります。

(3) 証券モニタリングを通じて判明した事項

令和2事務年度について、規模・業態別に特に次の事項が主な問題事例として指摘されています。

- 第一種金融商品取引業者:営業員主導による不適切な投資勧誘、不正アクセスによる顧客資金の不正出金等
- 投資運用業者:運用財産の管理状況の実態について把握していないといった善管注意義務違反
- 第二種金融商品取引業者:貸付型ファンドの取得勧誘に関して、虚偽の表示及び重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為による取得勧誘
- 無登録での金融商品の取得勧誘

なお、事例の詳細及びその他の指摘事項については、証券モニタリング概要・事例集において紹介されています。

3. 業態横断的な検証事項

本年度基本方針における、業態横断的な検証事項としては次のものが挙げられています。また、非公開情報の共有に関する金融商品取引業等に関する内閣府令の改正（銀証ファイアーウォール規制の見直し、本年11月までに施行予定）に伴うモニタリングのあり方に関する検討がなされることとされています。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響下における顧客対応
- ・ 適合性原則の明確化を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営の定着状況
- ・ 少子高齢化、デジタライゼーションの進展等を踏まえたビジネスモデルや市場の変化と、それに対応した内部管理態勢の構築
- ・ サイバーセキュリティ対策の十分性やデジタライゼーションの進展に伴うシステムリスク管理の対応状況
- ・ AML/CFTに係る内部管理態勢の定着状況
- ・ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況
- ・ 上記のほか、金商業者等を取り巻く環境の変化等に応じたその他の事項の検証

4. 規模・業態別の主な検証事項

業態横断的な検証事項に加え、次のものが規模・業態別の主な検証事項として挙げられています。

第一種 金融商 品取引 業者	大手証券 会社グル ープ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況 ・ 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況 ・ 営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に 対し、検査を実施 ・ 銀証連携による利益相反管理態勢等【3メガバンク証券会社】
	外国証券 会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ バックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢やシステム リスク管理態勢の整備状況 ・ 我が国金融機関等向けに販売する金融商品の販売管理態勢の整備状況
	ネット系証 券会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 ・ 委託手数料無料化の動き、取扱金融商品の増大、金融商品仲介業者を活用し た対面営業への進出・拡大等のビジネスモデルの変化を踏まえた内部管理態 勢の整備状況
	準大手証 券、地域 証券会社 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適合性原則への対応も含めた投資者保護の観点からの不適切な勧誘行為等 ・ 主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバ ナンスの観点からの内部管理態勢の整備状況
	FX業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 ・ 広告規制、販売・勧誘規制に対する適正な内部管理態勢の整備状況 ・ リスク情報の開示、ストレステストを通じた自己資本への反映状況、取引データ の保存・報告態勢の整備状況
投資運用業者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用の実態把握、運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）、利益相 反管理態勢の整備状況等
投資助言・代理業者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客に誤解を生じさせる広告手法、虚偽の説明による勧誘等
第二種金融商品取 引業者、適格機関投 資家等特例業務届 出者、金融商品仲介 業者その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等【第二種金融商品取引 業者、適格機関投資家等特例業務届出者】 ・ 投資勧誘等の適正性、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性【金融 商品仲介業者】 ・ 業態特性を踏まえたリスクベースでの証券モニタリング【登録金融機関、信用 格付業者、証券金融会社、自主規制機関等】
無登録業者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限の積極的な活用 ・ 無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表等を含めた情報発信の 強化 ・ 金融庁関連部局、各財務局等、検査当局及び消費者庁等との積極的な連携

5. 証券モニタリングの進め方等

証券取引等監視委員会では、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」(2020年6月)を踏まえながら、リスク特性に応じた効果的・効率的な証券モニタリングに努めるものとされています。そのため、業態、規模のほか、ビジネスモデル等を含めた多角的な視点でリスクアセスメントを行い、リスクベースで検査対象先を選定するものとされ、次のような更に詳細な実態を把握する必要がある場合を中心に検査を実施するものとされています。

- ① 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
- ② リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
- ③ モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況(検査未実施期間が長期化している場合を含む)
- ④ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

検査については、デジタルフォレンジックの実施に言及されているほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、当面の間は、リモート会議システム等を活用する者とされています。

The takeaway

本ニュースレターでは、「令和3事務年度証券モニタリング基本方針」について概観しました。金商業者等を取り巻く外部環境に加え検査の実施手法についても、新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが見込まれるなど不安定な環境下ではありますが、従来の検査マニュアルが廃止された後、個別の事務年度のモニタリング方針等を説明するものとして、内部管理態勢の構築にあたり、引き続きその内容を注視していくことが重要となります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人
第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 3,700 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

パートナー	弁護士
神鳥 智宏	日比 慎
tomohiro.kandori@pwc.com	makoto.hibi@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2021 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.